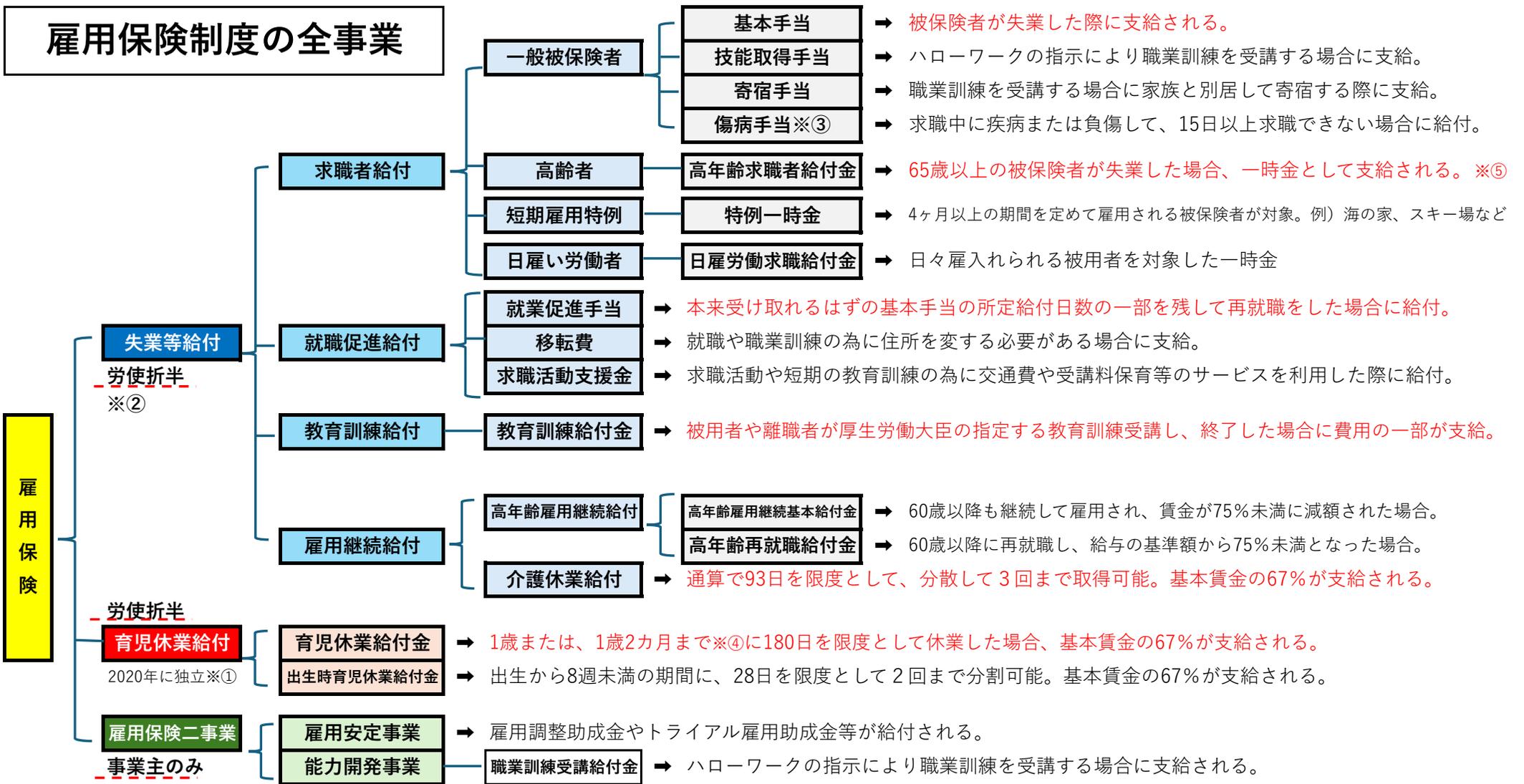


# 雇用保険制度の全事業



※① 2020年4月に失業等給付から独立し、育児休業から労働者を守る給付と位置づけられた。

※② 失業等給付と育児休業給付は労使折半、雇用保険二事業は事業主拠出金のみで賄われる。

※③ 医療保険から給付される傷病手当金とは異なる制度です。

※④ パパ・ママ育休プラス制度を利用すると、1歳2カ月まで延長が可能。

※⑤ 失業者が65歳以上の場合は、求職者給付は受け取れず、こちらの制度が自動的に適応されます。